

# 目 次

第11回大宜味村議会臨時会会議録（会期日程表） .....	1
第11回大宜味村議会臨時会会議録（10月25日） .....	3
第11回大宜味村議会臨時会会議録（10月26日） .....	7

第11回大宜味村議会臨時会会議録  
(会期日程表)

開会 昭和57年10月25日

会期 2日間

閉会 昭和57年10月26日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
10月25日	月	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第62号～議案第64号 提案説明
10月26日	火	本会議	午前10時	議案第62号～議案第64号 質疑、討論、採決 閉 会



# 第11回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 昭和57年10月25日

## 1. 開会、延会の日時

開 会 (昭和57年10月25日 午前10時00分)

延 会 (昭和57年10月25日 午後4時33分)

## 2. 出席議員 (12名)

1番議員 平 良 森 雄 君	7番議員 宮 里 盛 順 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君

## 3. 欠席議員 (2名)

8番議員 平 良 蔵 健 君	14番議員 玉 城 一 昌 君
----------------	-----------------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 新 城 繁 正 君      教 育 長 宮 城 松 一 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 稲 福 幸 三 君      書      記 前 田      孝 君

6. 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第62号 大宜味村立公民館の設置及び管理に関する条例

日程第4 議案第63号 負担付き寄附の受入れについて

日程第5 議案第64号 昭和57年度大宜味村一般会計補正予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 副議長（松島重克君） 議長が欠席されておりますので地方自治法第106条第1項の規定により副議長が代わって議長の職務を行ないますのでよろしくお願いいたします。

只今の出席議員は12名であります。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により議長において、6番 平良俊政吉、7番 宮里盛順君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時09分）

○ 副議長（松島重克君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は明日までの2日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は2日間と決定いたしました。

休憩いたします。

休 憩（午前10時10分）

再 開（午前10時14分）

○ 副議長（松島重克君） 再開いたします。

12番退場。

日程第3 議案第62号から日程第5 議案第64号までを一括議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 定例会が終わったばかりでございまして、議員の皆様には日程的にご無理を申し上げていることにつきましては議案の性質上止むを得ないということでございましたので臨時会を招集しているわけです。よろしくご理解いただきますようお願いいたします。

議案第62号について説明いたします。理由としましては村立公民館の管理運営を円滑に推

進し、その目的達成のためこの条例を制定したいと思います。

議案第63号、大宜味村立喜如嘉地区公民館建設期成会会長前田貞四郎氏より公民館建設事業について負担付き寄附の申し入れがあり、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を要するためこの案を提出する。1、寄附物件又は価額は一金13,000千円、2、寄附目的、大宜味村立喜如嘉地区公民館建設費、3、寄附条件、昭和57年度大宜味村一般会計歳入歳出予算に計上し、公民館建設事業を実施すること。

議案第64号、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ90,400千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,580,474千円とする。なお、今回の補正は喜如嘉公民館に伴う補正でありますので、細部につきましては教育委員会の方から説明をいたさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○ 副議長（松島重克君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時25分）

再 開（午前11時48分）

○ 副議長（松島重克君） 再開いたします。

6番退場。

休憩いたします。

休 憩（午前11時48分）

再 開（午後4時32分）

○ 副議長（松島重克君） 再開いたします。

12番入場。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労様でした。

延 会（午後4時33分）

# 第11回大宜味村議会臨時会会議録

(第2号) 昭和57年10月26日

## 1. 開議、閉会の日時

開 議 (昭和57年10月26日 午前10時00分)

閉 会 (昭和57年10月26日 午後2時47分)

## 2. 出席議員 (12名)

1番議員 平 良 森 雄 君	7番議員 宮 里 盛 順 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君

## 3. 欠席議員 (2名)

8番議員 平 良 蔵 健 君	14番議員 玉 城 一 昌 君
----------------	-----------------



4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村	長	新城	繁正	君	教育委員会	大山	岩昌	君	
					総務課長				
教	育	長	宮城	松一	君	社会教育主事	宮城	成和	君
総	務	課	長	崎山	勝正	君			

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事	務	局	長	稲福	幸三	君	書	記	前田	孝	君
---	---	---	---	----	----	---	---	---	----	---	---

6. 議事日程（第2号）

日程第1 議案第62号 大宜味村立公民館の設置及び管理に関する条例

日程第2 議案第63号 負担付き寄附の受入れについて

日程第3 議案第64号 昭和57年度大宜味村一般会計補正予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 副議長（松島重克君） 議長が病気のため欠席されておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により副議長が代わって議長の職務を行ないますのでよろしくお願いいたします。

只今の出席議員は12名であります。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第62号から日程第3 議案第64号までを一括議題といたします。

12番退場。（午前10時01分）

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後1時07分）

○ 副議長（松島重克君） 再開いたします。

これより議案第62号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 5番（宮城長雄君） 第3条2項に前項により公民館の維持管理及び運営を対象区域の行政区に委託した場合、それに要する経費は対象区域の負担とする。但し、村は当該行政区に対し、予算の範囲内において経費の一部を補助することができるとありますが、これは国からの補助の受け流しと受け取っていいですか。

○ 教育長（宮城松一君） 維持管理費につきましては補助は考えておりません。

○ 5番（宮城長雄君） 社会教育法の35条には国は公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の旅設設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができるとありますが、国からもし補助金が流れて来ても考えてないわけですか。

○ 教育長（宮城松一君） 国から補助金が出た場合は部落にこれを還元したいと考えています。

○ 4番（知念亀次郎君） 規則案の中の第2条に公良館はその目的達成のために喜如嘉区域の住民に対し、地域の実情に即した事業を行なうものとすると思いますが、一部補助することが出来るということと矛盾すると思うんですがいかがでしょうか。

○ 教育長（宮城松一君） この度の審議は条例の問題で規則とかは今後の課題でありまして、もし作ろうとした場合にこういう例があるということを示しただけであります。規則は今後の問題でありましてこれと関連させないで審議したらどうかと考えます。

○ 11番（山川正行君） 社会教育法の22条に公民館の事業というのがありますが、大

宜味村立の公民館で行なわれる事業はどのようなものがあるかお聞かせ願います。

○ **社会教育主事（宮城成和君）** 対象区域が喜如嘉ですので喜如嘉の地域の人と相談しながら生産と学習などをやっていきたいと思っています。

○ **11番（山川正行君）** これだけの金をかけてやるわけですからおよそのものはあると思いますが、主なものがあつたらお聞かせ願います。

○ **社会教育主事（宮城成和君）** 22条のとおり解釈されてもかまわないと思います。

○ **11番（山川正行君）** 22条6号にうたわれているその施設を住民の集会その他の公共的利用に供することとありますが、この住民とは住民対象は何処にありますか。

○ **社会教育主事（宮城成和君）** 対象区域の方々を住民と理解してよろしいと思います。

○ **11番（山川正行君）** そうすると喜如嘉ということに限定されると理解してよろしいですか。そうするとこれは喜如嘉区民以外には使えないということですか。

○ **社会教育主事（宮城成和君）** 中央公民館の場合は村全体を対象に原則とします。

地区館の場合は対象区域の住民を対象にするという原則ですので、使えないということではないと思います。原則として対象区域を主な事業の対象とするということです。

○ **11番（山川正行君）** 対象区域外の個人や団体などが使う場合にどのような形で使用出来るのか。

○ **社会教育主事（宮城成和君）** 運営維持管理は対象区域の行政区に一任しておりますので、そこを主にして考えて、館長に相談してやっていくというようになると思います。

○ **11番（山川正行君）** 対象区域外から使用する場合は使用料を払わなければおかしいところが出て来るわけですね。この条例の中にそのような条項がないんです。この条例はそのような立場になった場合にこの条項をそう入することをお考えですか。

○ **社会教育主事（宮城成和君）** 教育委員会として公民館運営の基本的なものを7つ上げましたが、その中に無料の原則と上げています。これは沢山の人に使わせるという門戸を拡げるということで無料という形で解釈されてもいいと思います。今後そういうことが必要であるならば各方面から検討してご相談をしたいと思っています。

○ **11番（山川正行君）** 施設の設備については当局が全てやらなければならないと思いますがどうですか。

○ **社会教育主事（宮城成和君）** 計画の段階においては国庫補助との関係もありますので、備品につきましては受益者と相談しながら向こうの便利なように相談していきたいという考え方です。基本施設につきましては村立ですので公でやらなければいけないと思います。

○ **11番（山川正行君）** 公民館活動に要する器具機材については当局が設備するということですか。

- **社会教育主事（宮城成和君）** テーブルとかは予算的な面もありますし、そういうものは受益者にやっていただきたいと思います。
- **11番（山川正行君）** 公民館活動に必要とする器具機材は将来当局が設備をやりますか。
- **社会教育主事（宮城成和君）** 公民館の整備計画でも施設をやればそれでいいということではなく、内面的な充実も図っていかなければいけないと思いますので、即ぐというわけにはいきませんが高所から考えて検討していきたいと思います。
- **1番（平良森雄君）** 条例の3条2項のただし書きで村は当該行政区に対し予算の範囲内において経費の一部を補助することができますとありますが、経費の一部とはどういうことですか。
- **社会教育主事（宮城成和君）** 現在考えていますのは、あくまでも日常の維持管理費を指しています。
- **1番（平良森雄君）** 現在は補助する考えはないということですか。
- **教育長（宮城松一君）** 国からの補助が考えられますので、その時には対象区に流していきたいと思います。
- **1番（平良森雄君）** 国から補助が流れない限りは村としてはその公民館に対する経費の一部を負担するとか補助するという考えはないということですか。
- **教育長（宮城松一君）** 国からの補助がない場合でも村立公民館である以上は出さなければいかんのではないかと考えています。
- **5番（宮城長雄君）** 身体障害者が使い易いように考慮されていますか。
- **社会教育主事（宮城成和君）** 計画の段階でスロープの件も検討していったんですが、それは現在計画ありませんが将来は考慮しなければいけないと思います。
- **7番（宮里盛順君）** 公民館運営審議会の規則は4月1日までに作成されるかどうか。
- **社会教育主事（宮城成和君）** 社会教育審議委員会規則と殆んど同じですので4月1日までに規則は出来る計画です。
- **11番（山川正行君）** 条例の4条について、非常勤の館長を置くとなっておりますが、これは趣旨からしますと常時置かなければいけないと思いますが、その辺どうなりますか。
- **社会教育主事（宮城成和君）** 管理運営について喜如嘉に一任しておりますので話し合いをしていきたいと思います。
- **副議長（松島重克君）** 他に質疑ありませんか。  
おはかりいたします。  
これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

日程第2 議案第63号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 4番(知念亀次郎君) この寄附金がどのようにして調達されたか村長としてご存知ですか。

○ 村長(新城繁正君) 調達の内容としては長として存じ上げておりません。

○ 4番(知念亀次郎君) 割り当て強制的に徴収されたということになりますと、この寄附金は受け入れられないと思いますがどうですか。

○ 村長(新城繁正君) 法律によりまして強制的な寄附は禁じられておりますので、負担付きの寄附はそれと性格が違うものです。

○ 4番(知念亀次郎君) 脱法的行為はなかったか。

○ 村長(新城繁正君) 地域としましては公民館建設につきましては従前から計画があったようでございまして、今回の採納願いが出ていますようにそれを受けまして議会に提出しているわけです。

○ 4番(知念亀次郎君) 今後とも備品を購入するために600万円程の資金を要するというので、それについても強制的な徴収がないように指導が出来ますか。

○ 村長(新城繁正君) 村長としましては期成会は村に13,000千円は寄附するという申し出がありますので、その件につきましては受け入れましょうと、その他の事につきましては地元の意思によって進められるものと思っていますので、これはあくまでも自主的なものになると思います。

○ 4番(知念亀次郎君) そういうものについて指導監督をしなければいけないと思うんですけど、いかがでしょう。

○ 村長(新城繁正君) 村立となりますれば努めて地域の皆さんに負担にならないように考えるのが常連でございます。従いまして如何に効率的運用をしていくかということにつきましては村長としては常に關心を持って地域の皆さんと十分接触をして、努めてそういうことがないように私としては希望を持っています。

○ 副議長(松島重克君) 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより日程第3 議案第64号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 11番 (山川正行君) 雑入に水源基金助成金受入金として45,400千円計上されています。この説明をお願いいたします。

○ 村長 (新城繁正君) 喜如嘉公民館の建設は地元からの要求でして、これは取水との関連から出発しているものでございます。従いまして地元としては村長の同意を得て取水の見返りの面でやって下さいという要望が出ておりまして、これを企業局に上げているわけですし、そちらも事業の遂行の上から地元との約束は果しましょうということで公民館建設の地元負担金32,000千円を除いた工事費の持ち分ということでございますが、その分については双方調整して負担しましょうということで話し合いを進めて来ています。

喜如嘉だけでなくて沢山ございますが、これはまだ最終的な合意は見ておりません。折角国の補助金はついたと、しかも地元としても既に態制も出来ているということにかんがみまして、これを私共が努力をしないで事業執行が出来ないということになりますれば国に対してもこれから施策を進めていく上にも問題が残ろうし、地元の期待も大きかったし、私共が時期的にだめだということで事を処理していくならどうしても説得力がないと、そういうことで就任そうそう私は即ぐ企業局へ行ってその件についての真意を正し調整をしまして、額は高いわけですが、一応皆さんは私共がこういうことを要望したら責任を持って予算的な助成は出来るのかということで詰めまして確認いたし、そしてやるということでございます。これは水基金から助成という形になります事業としてはまだ沢山残っておりますが、これから先のことにつきましては鋭意努力して私共の要望が実現出来るようにしたいと、特別にこの喜如嘉の問題に対しましては緊急性を要するというで別個に配慮してもらったという性質のものでございます。

○ 11番 (山川正行君) 国庫補助金を除いた45,400千円という額は地元負担の13,000千円とのかかわりで調整されたということですか。

○ 村長 (新城繁正君) これは504平方メートルという基準に照しましてはじき出した数字があります。その総枠の中で32,000千円の国庫補助を差し引いたその残りの地元負担金について県と受益者の割り合いについて調整いたしまして、村の負担にならないようにということで最終的に決った額でございます。

○ 11番 (山川正行君) これについては企業局長と覚書きが交わされていますね。この覚

書きによりますと総枠の一部だという形になっていますが、その総枠について差し支えなければお聞かせ願いたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） これはあくまでも調整の段階でございますので、提示された額というのは230,000千円です。

私共は決してそれで満足しているわけではございませんので、総枠というのは提示した額を企業局は言っているわけで、その中の45,000千円ですよという向こうの主張なんです。私共としてはこの45,000千円は早く処理したい、その提示された額も受けてはいませんよと、これからお調整しますよということでございまして、そういうことで双方が確認をしましたので私としては印鑑を押したということでございます。

○ 11番（山川正行君） 提示された額以上に当局としては要請していくお考えのようですが、この予算に計上された45,400千円は前取りされた形になりますが、総枠の交渉に影響はないかどうか。

○ 村長（新城繁正君） その点に関しましては十分時間を尽し説明をし、あくまでもこれは公民館建設についてお互い努力するという前提で進めてまいりましたので、喜如嘉の公民館についてこれだけ予算が流れたからそれに影響するとは私は考えておりません。又、企業局にもそのように申し上げてあります。今後の問題であるということで確認を取っています。

○ 11番（山川正行君） 聞くところによりますと、各部落からもそういう形の事業が多く要請されているということなんです、それについて村長のところに要請が来ていますか。来ておればどのような事業でどのような所から要請があるのかお聞かせ願いたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） これは来ています。喜如嘉、田嘉里川の関係地域が最初の段階でございましたが、これは何時の議会でしたかこれは議員さんにも説明を申し上げご理解をいただいた方がいいということで局長が直接こちらにまいりまして、その時に皆さんからいろいろご質疑が出たようですが、局長の答弁として既に取水している地域についても考えましようというような発言があったということになりまして、喜如嘉、田嘉里川は勿論ですが、大保川に関係している部落、平南川に関係する津波、そういうことにもかかわってまいりましたが、村といたしましては地域個々の問題ではないので、村としても供給しているのだからそれに対する要求は当然のことだと、そういうことで村としての要求もこれに加えています。私としては今日引き継ぐわけですが、地域の皆さんになるべく応えるような努力をしていきたいと思います。

○ 11番（山川正行君） この問題につきましては関係地域のみならず村民は非常に関心を持っているわけです。その要求の見通しがあるのかどうか。

○ 村長（新城繁正君） 地域或いは村としての要求は膨大な要求でありまして、従いまし

て県がこれだけのものをよろしいということを引き出すということはこれまでの調整の経過から見まして容易なことではないと思いますが、特に私といたしましてはこれまでの経過を十分踏まえまして、事業の完全実施を最終目標にしますが、なにしろ相手のあることでありますので精一杯それについては努力いたしまして、枠の拡大に努力してこちらの主張に近いところに何とかして進めていきたいと考えているところであります。

○ 副議長（松島重克君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休 憩（午後2時07分）

再 開（午後2時26分）

○ 副議長（松島重克君） 再開いたします。

これより議案第62号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第62号 大宜味村立公民館の設置及び管理に関する条例について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより事案第63号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第63号 負担付き寄附の受入れについて採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。



(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第64号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第64号 昭和57年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午後2時30分)

再 開 (午後2時46分)

○ 副議長(松島重克君) 再開いたします。

12番入場。

以上をもって審議会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、これをもって昭和57年第11回大宜味村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉 会 (午後2時47分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会副議長 松 島 重 克

署名議員(6番) 平 良 俊 政

署名議員(7番) 宮 里 盛 順